

議案第189号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金 <u>408,000円</u> を支給する。 2 前項の出産育児一時金の額は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定の例により加算する。ただし、加算する額は、 <u>12,000円</u> とする。 [3 略]	(出産育児一時金) 第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金 <u>404,000円</u> を支給する。 2 前項の出産育児一時金の額は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定の例により加算する。ただし、加算する額は、 <u>16,000円</u> とする。 [3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた出産育児一時金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和3年11月26日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

出産育児一時金の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。